

地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

デイサービス「ほづみの森」

地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

地域密着型通所介護サービス介護の提供に当たり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

株式会社ハイジアインもりや株式会社が開設するデイサービス「ほづみの森」は在宅福祉の担い手として、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、向上並びに生活機能、維持や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、「在宅生活の安定と生活の援助」を目的とします。

(2) 運営の方針

当事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに各法令に沿ったものとして常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、常に提供したサービスの質の管理、評価等も行います。一人一人に通所介護計画書を作成し、必要とするサービスを的確に把握し、計画に沿った通所介護を提供します。

2. 通所介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	ハイジアインもりや株式会社
代表者職氏名	代表取締役 森谷 広子
所在地	山形市上柳28番地
電話番号	023-679-4792

3. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所の種類	通所介護サービス
事業所名	デイサービス「ほづみの森」
所在地	山形市穂積68番地7
電話番号	023-665-5771
管理者	小関 貴大
介護保険指定番号	0670103902
サービスを提供する対象地域	山形市

(2) 事業所の設備 (指定通所介護)

定 員	18名	相 談 室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室	送 迎 車	1 台
休 憩 室	1 室	浴 室	普通浴槽と特殊浴槽があ ります。
静 養 室	1 室		
事 務 室	1 室	配 膳 室	1 室

(3) 営業時間

営 業 日	月～日曜日、祝日午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時20分
定 休 日	なし

*延長は午後4時20分～午後6時30分の範囲で対応します。

(4) 事業所の職員体制 (指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供する職員)

従業者の 職種	人員	常勤		非常勤	職務の内容
		専任	兼務	専任	
管理者	1名		1名		管理・業務の統括
生活相談員	2名		2名		利用申込に係る調整、通所介護計画の作成、相談・援助業務
看護職員	1名			1名	日常生活上の健康管理、介護、運動器機能向上、その他必要な業務
介護職員	4名	3名		1名	日常生活上の介護、その他必要な業務
機能訓練指導員	2名	1名	1名		心身機能の低下の防止及び維持回復を図るための訓練の実施

4. サービスの内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。
食事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入浴	体調を考慮し、身体状況にあった入浴を提供します。寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
その他 (介護)	ご希望や状況に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ・着替え、排泄、食事等の介助 ・おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付き添い
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談できます。
健康管理	センター到着後の健康チェックと必要な場合随時血圧や体温等を測定します。
機能訓練	病院で行う治療を目的とした機能訓練は行いません。個別の心身の状態に合わせ、個別機能訓練計画を作成し、日常生活や各種レクリエーション、筋力トレーニングを通して機能回復又はその減退を防止し、心身の健康に配慮します。

一日の流れは以下の通りです。

送迎	スタッフがご自宅へお迎えにまいります。
バイタルチェック	一休みしてから、体温、血圧、脈拍、顔色などの健康チェックを行います。
入浴	身体をリラックス、清潔にいたします。
機能訓練	身体の痛みを緩和しながら、機能訓練を行います。
昼食	皆様のお好みや栄養等を考え、旬の材料で美味しい食事を提供します。
休憩	休憩を取り、ひと休みしていただきます。
レクリエーション	皆さんと共に楽しいひと時を過ごします。
おやつ懇談	お茶とおやつをいただきながら懇談を楽しんでいただきます。
送迎	スタッフがご自宅までお送りいたします。

5. 料金

(1) 利用料金

①地域密着型通所介護

種類		基本料	介護保険適用による 自己負担額 (1割)	介護保険適用による 自己負担額 (2割)
利用料	要介護 1	7,530 円	753 円	1,506 円
	要介護 2	8,900 円	890 円	1,780 円
	要介護 3	10,320 円	1,032 円	2,064 円
	要介護 4	11,720 円	1,172 円	2,344 円
	要介護 5	13,120 円	1,312 円	2,624 円

②通所介護加算・減算料金

種類	基本料	介護保険適用時の 1日当りの自己負 担 (1割負担)	介護保険適用時の 1日当りの自己負 担 (2割負担)
入浴介助加算 (I)	400 円	40 円	80 円
個別機能訓練加算 (I) イ	560 円	56 円	112 円
同一建物居住減算	940 円	94 円	188 円
介護職員等 処遇改善加算 II	1ヶ月にご利用いただいた所定単位数に 9.0 パーセントを加算します		

- ④食費 1食当たり 700 円（自己負担 ※おやつ代も含まれます。）
 ⑤その他 レクリエーション等に係る実費費用は利用者の自己負担となります。
 （おむつに関しては利用者に準備していただきます。）

（注）介護保険の適用時の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の提供しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（2）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の午前5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の午前8時までにご連絡がなかった場合	*700円

*昼食を注文されている場合に限りです。

（3）支払方法

ご利用当月の末締めで、当月ご利用分料金合計額の請求書を翌月7日までに発行します。料金の合計額をご利用月の翌日10日までに指定口座に振り込み送金してお支払いください。また、あらかじめ指定した通帳より口座振替の方法でのお支払いもできます。その場合にはご契約の際に預金口座振替依頼書のご記入をお願いします。

6. サービスの利用方法

（1）サービスのご利用申込み

- ①居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ②ご自身で、もしくはご家族の方が居宅サービス計画を作成している場合は、お電話等でお申込みください。

（2）サービスのご利用開始

当事業所の職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（3）サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ②当事業所都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、要支援認定又は非該当（自立）と認定された場合（介護予防サービスが必要であると判定された場合は、契約条件を変更して再度契約することができます。）
- ・介護予防サービスを受けていた利用者の要支援認定が、要介護認定とされた場合（契約条件を変更して再度契約することができます。）
- ・利用者が死亡した場合

④その他

イ 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することが出来ます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合

ロ 次の場合は、当事業者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく3ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態にある事が明らかになった場合
- ・利用者やご家族などが当事業所の従業者又は利用者に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合

7. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- ①健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出て下さい。
- ②管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従って下さい。
- ③介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用して下さい。
- ④施設内の設備及び備品等の利用の際は、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意して下さい。
- ⑤常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにして下さい。

⑥非常災害対策に可能な限り協力して下さい。

8. 非常防災対策

当事業所では、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

防災設備	火災感知器
避難訓練	年2回実施
防火管理者	山田 充広

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 事業者及びその従業員は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においても利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医・ご家族・居宅介護支援専門員等へ連絡致します。

11. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、県・市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- (2) 利用者に対する通所介護の提供により自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

12. 苦情の受付について

ご利用者からの苦情等に適切に対応いたします。

①通所介護に関する相談、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

電話番号	023-665-5771
相談窓口担当	管理者 小関 貴大
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

②苦情解決の方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情処理は他の業務に優先して行い、利用者及びその家族等が安心してサービスが受けられるよう最大限の努力をいたします。

苦情受付担当者	管理者	小関 貴大
苦情解決責任者	管理者	小関 貴大

③他の苦情処理機関の紹介

本事業者で解決できない苦情は山形県国民健康保険団体連合会、山形市、天童市、中山町に設置された苦情処理窓口へ申し立てることもできます。

山形県国民健康保険団体連合会・(窓口) 介護サービス推進室 (tel) 0237-87-8006

(曜日) 月～金 (時間) 午前9時～午後4時

山形市 ・(窓口) 介護保険課給付係 (tel) 023-641-1212 (内) 846

(曜日) 月～金 (時間) 午前8時30分～午後5時15分

天童市 ・(窓口) 保険給付課介護給付係 (tel) 023-654-1111

(曜日) 月～金 (時間) 午前8時30分～午後5時15分

中山町 ・(窓口) 健康福祉課福祉グループ (tel) 023-662-2456

(曜日) 月～金 (時間) 午前8時30分～午後5時15分

当事業者は、指定通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの提供に際し、重要事項説明書に基づいて、通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住所 山形市上柳28
事業者(法人名) ハイジアインもりや株式会社
施設名 デイサービス「ほづみの森」
代表者職氏名 代表取締役 森谷 広子

説明者 職名 管理者

氏名 小関 貴大 印

私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス・介護予防通所介護サービスの内容及び重要事項の説明を受け、本書面を受領いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(本人・代筆)

署名代行者 住所

氏名 印

続柄